

伊勢崎市へ建築確認申請を提出予定のみなさまへ

・建築確認申請の範囲

伊勢崎市では、建築物（1号～4号）、工作物、昇降機の建築確認申請を受付けています。

・部 数

- ・確認申請書 3部（正・副・消防※¹）
- ・建築計画概要書・工事届※² 各1部
- ・浄化槽仕様書※³ 3部（正・副・中部環境事務所）

※¹ 消防通知（建築基準法93条の同意以外）の場合の、確認申請書消防分は、確認申請書の第一面～六面と平面図のみとすることができます。

※² 用途変更の確認申請に工事届の添付は不要です。

※³ 浄化槽仕様書の正・副本分は、建築確認申請書の正・副本に添付して案内図・配置図・平面図を兼ねることができます。

公共下水道・農業集落排水に接続する場合は浄化槽仕様書の添付は不要です。

・手数料

確認申請手数料は、現金で庁内の群馬銀行様（平日9:00～15:00）にて納入していただきます

関係各課経由・添付書類の確認後、建築指導課の審査係で手数料の納入通知書をお渡ししますので、時間に余裕をもって窓口へお越しください。

・中間・完了検査

伊勢崎市では、4号物件の電話での検査予約を受付けておりません。

建築指導課窓口にて、完了検査申請書（委任状・案内図・他必要な図書）を提出してご予約ください。同日中に庁内の群馬銀行様（平日9:00～15:00）にて手数料を納入していただきます。

なお、1～3号物件に関しては、別途電話にてご相談ください。

・お問い合わせ先：建築指導課

建築審査係 0270-27-2763（確認申請・検査、長期優良住宅、低炭素建築物、省エネ法）

建築指導係 0270-27-2762（道路、定期報告、リサイクル法、概要書閲覧、確認証明）

開発指導係 0270-27-2792（市街化調整区域、開発許可等）